第百十七条　郵便業務理事会の活動に関する情報

1　郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2　郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。

3　郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書（第百五十三条に規定する利用者の資金提供による補助機関に関する報告を含む。）を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第百十八条　連合の常設機関の調整委員会

1　管理理事会の議長、郵便業務理事会の議長及び国際事務局長は、連合の常設機関の調整委員会を構成する。

2　調整委員会は、次の権限及び任務を有する。

2.1　連合の常設機関の活動の調整に貢献すること。

2.2 2.1　必要な場合には、連合及び郵便業務に関する重要な問題について討議するため、並びに連合の機関に対してこれらの問題に関する評価を提供するために会合すること。

2.3　連合の活動に関する全ての決定が連合の文書に定めるそれぞれの機関の責任に基づき適当な機関によってなされるように、戦略計画の作成の適正な実施を確保すること。

3　調整委員会は、管理理事会の議長の招集により、連合の所在地において、一年に二回会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が郵便業務理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。

第四節　諮問委員会

第百十九条　諮問委員会の役割

諮問委員会は、広範な郵便分野の利益を代表し、及び利害関係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的とする。

第百二十条　諮問委員会の構成

1　諮問委員会は、次のものから成る。

1.1　非政府機関（利用者、配達業務提供者又は郵便局員若しくはその雇用者を代表するものを含む。）、慈善団体、標準化に係る団体、金融及び開発に係る団体、郵便業務分野への物品及び業務の提供者、運送に係る団体、学術機関及び研究機関、シンクタンク及びこれに類する知識に立脚した機関その他これらに類する連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する組織

1.2　加盟国又は連合の機関（諮問委員会を含む。）により推薦された郵便分野の高名な人物

2　諮問委員会の全ての委員は、いずれかの加盟国に主たる事業の拠点を有し、及び当該加盟国が要求する場合には当該加盟国において正当に登録され、又は1.2に規定する高名な人物の場合にはいずれかの加盟国において恒常的な居住地を有していなければならない。

3　諮問委員会の運営費は、管理理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、同委員会の委員が分担する。この場合において、諮問委員会内部規則に定めるところにより、同委員会の委員の個別の法的性質及び財政能力に応じて、異なる負担金を適用することができる。

4　諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。

第百二十一条　諮問委員会への参加

1　諮問委員会への参加は、第百七条1.30の規定に従って管理理事会が定める申請及び承認の手続によって決定される。

2　前条2に定める要件の適用を妨げることなく、同条に規定する団体又は高名な人物が提出する諮問委員会への参加の申請には、関係する加盟国の書面による事前の承認又は推薦を添付する。

3　諮問委員会への参加の取消しは、第百七条1.30の規定に従って管理理事会が定める手続によって決定される。

4　諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。

第百二十二条　諮問委員会の権限

1　諮問委員会は、次の権限を有する。

1.1　管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの機関の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、第百九条2.3及び第百十五条2.3の規定に従い、例外的に、受領する書類を制限することができる。

1.2　諮問委員会の委員にとって重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。

1.2の二　管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、加盟国の政府当局又はその指定された事業体と連携する可能性も含め、諮問委員会の委員が関係する郵便分野の活動の実施を調整し、及び円滑にすること。

1.3　郵便分野に関する問題を検討し、並びにこのような問題に関して議案、見解及び報告書の形で管理理事会及び郵便業務理事会並びに適当な場合にはこれらの理事会のそれぞれの機関に対して検討の結果を提供すること。

1.4　第百七条21 1.及び第百十三条1.7に定めるところにより、管理理事会が承認することを条件として及び同理事会の名において、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し及び意見を述べることを条件として、大会議に対し議案及び報告書を提出すること。

第百二十三条　諮問委員会の組織

1　諮問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従って、各大会議の後にその組織を再編成する。同理事会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。

2　諮問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。

3　諮問委員会は、少なくとも一年に一回又はその活動のために適当と認める場合にはより多く会合する。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。

第百二十四条　大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表

1　2の規定の適用を妨げることなく、諮問委員会の委員は、関連する第百九条及び第百十五条並びに大会議内部規則の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、常設の部会、特別のチームその他の機関の会合に参加する権利を有する。